

## 過労死防止対策を求める意見書

従業員に過重なノルマや度を越した長時間のサービス残業を課すなど違法性の高い働き方を強いるブラック企業の存在と「過労死」が社会問題となっている。2009年度の厚生労働省のまとめによると、自殺（未遂含む）の労災認定は63件とふえ続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいが、過労死は、「過労自殺」も含めて広がる一方で、減少する気配はない。突然、大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くしがたいものがあり、また、まじめで誠実な、働き盛りの労働者が過労死、過労自殺で命を落としていくことは、我が国にとっても大きな損失と言わなければならない。

労働基準法は、労働者に週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指して取り組みを進めているが、十分に機能していない現状にある。

昨今の雇用情勢の中、労働者は幾ら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではない。また、個別の企業が労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面がある。

よって、本市議会は、国及び政府に対し、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国がその総合的な対策を積極的に行っていくために、下記の対策を講じるよう強く要望する。

### 記

1. 過労死はあってはならないことを国が宣言すること。
2. 過労死をなくすための国、自治体、事業主の責務を明確にすること。
3. 国は、過労死に関する調査研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年9月26日

大 阪 府 茨 木 市 議 会